

財団法人日本語教育振興協会役員報酬規程（改正後の全文）

平成14年4月1日 制定

平成16年4月1日 改正

（趣旨）

第1条 本会の役員に対して支払う報酬の支給については、この規程の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程において、役員報酬とは、本会が役員に対して支払う業務の対価をいう。

（報酬の種類）

第3条 役員報酬は、月額報酬とする。

- 2 理事長の報酬月額は、375,000円とする。
- 3 専務理事の報酬月額は、291,000円とする。

（支給）

第4条 役員報酬は、職員給与の支給日に支給する。

（細則）

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。